

災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース新札幌（以下「乙」という。）は、石狩市内において、地震、風水害等による災害が発生（以下「災害」という。）又は大規模停電（以下「停電」という。）が発生した場合のレンタル車両（以下「車両」という。）の優先貸借に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石狩市内において災害又は停電が発生、もしくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が災害応急対策等で使用する車両を乙の協力により優先的に借り受け、市民の安全を確保することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定に基づき甲が要請する車両は、賃貸の業務を目的に乙が要請時点で保有する車両とする。

（要請手続）

第3条 甲は、車両を借り受けようとするときは、災害時等車両借受要請書（様式第1号）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、業務に支障のない協力可能な範囲において、優先的かつ速やかに当該要請に応じるものとする。

2 乙は、店舗に甲の要望する車両の配備がない場合は、他店舗からの調達又は代替車両の調達に努めるものとする。

（車両の引き渡し）

第5条 車両の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請に応じたときは、完了報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき甲が借り受けする車両の賃借費用については、乙が定める料金を基準とし、その費用を甲が負担する。

2 乙は、車両の燃料を満タンにして引渡し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の請求があったときは、乙が指定する支払先に適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(補償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責事由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲と乙が協議して、その賠償にあたるものとする。

(2) 自賠責保険又は任意保険(以下、「自動車保険」という。)が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険等の扱い)

第10条 乙は、車両の貸与にあたり乙の負担により自動車保険等に参加するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険等の適用を受けるものとする。

2 前項の保険等の適用を受けるに際しかかる費用については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険等の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(平時の連携)

第11条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制等についての意見交換を行い災害時等に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表(様式第3号)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

2 甲と乙は、この協定による支援活動等が円滑に行われるよう、平時より必要な連携を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、またはこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍幸

乙 札幌市豊平区平岸7条13丁目2番47号
株式会社トヨタレンタリース新札幌

代表取締役社長 西川 友晴

災害時等車両借受要請書

株式会社トヨタレンタリース新札幌 様

石狩市長

「災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定」第3条に基づき下記の通り要請します。

記

1 災害等の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 車両などの情報

	輸送場所 (施設名・住所)	車種・台数 (台)	提供期間	石狩市担当者 (氏名・連絡先)
1			自： 月 日 至： 月 日	
2			自： 月 日 至： 月 日	
3			自： 月 日 至： 月 日	
4			自： 月 日 至： 月 日	

※表が不足する場合は別紙に記入してもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る担当者連絡先 (所属名・氏名・連絡先)

完了報告書

石狩市 様

株式会社トヨタレンタリース新札幌

「災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定」第3条に基づき車両を提供しましたので、第6条の規定により、下記の通り報告します。

記

1 車両の提供実施内容

	提供実施日	輸送場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	登録番号
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
5	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
6	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
7	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
役職・氏名	
連絡先	

連絡体制表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：株式会社トヨタレンタリース新札幌

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	